

令和2年度
子どもの未来応援プロジェクト
『エアコン支援事業』

【募集案内】

募集期間：令和2年7月3日（金）～令和2年7月31日（金）
※但し、設置予定台数全てが採択決定し次第終了となります。

新潟県フードバンク連絡協議会

目次

1. 事業の趣旨
2. 対象家庭
3. 設置機種及び費用
4. 応募方法
5. 審査基準及び決定通知等

1. 事業の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染下、保護者の失職や勤務制限、仕事の減少などで収入が減ったり、学校等の休業により子どもの在宅時間が増えたことで食費や光熱水費などの支出が増えたりし、経済的に困難な状況に追い込まれているひとり親家庭からフードバンクに対する支援の要請が急増しました。

そこで、当会では県内フードバンクの連携を基盤に、県域のひとり親家庭に食糧品の緊急支援を実施するため『新型コロナ緊急対策 子どもの未来応援プロジェクト』を5月7日より開始しました。

配達先では、「収入回復の見通しが立たず、今後の生活費や子どもの学費を考えると、今はわずかな出費もできない」、「お金が掛かる外出を控えていることで、子どもがずっと家に居なければならず、ストレスを抱えている」などの声を多くお聴きします。

そこで今回、地元の総合住宅設備メーカーさまのご支援を得、新たに当会子どもの未来応援プロジェクトの一環として、経済的に困難な状況にある県内のひとり親家庭を対象に、昨年より暑くて長いと見込まれる今年の夏の暑さ対策として、エアコン100台を100世帯に無償で設置する事業に取り組む運びとなりました。

家庭での生活空間に空調を通して快適さを提供することで、少しでも子どもや保護者の不安の軽減・ストレス緩和を図れればと願っています。

2. 対象家庭

次に掲げる条件に概ね該当するご家庭を対象とします。

- (1) 新潟県居住者
- (2) 18歳以下の子がいるひとり親家庭
- (3) 児童扶養手当・特別児童扶養手当、それに準じる手当受給者

※ 持ち家・賃貸のいずれも可とします。

※ DV等で避難している方は事情を考慮します。

※ 子どもが18歳以上でも、学生である・持病がある等の事情は考慮します。

※ 児童扶養手当等の受給状況は対象の必須条件ではありません。

※ 保護者が生活保護受給者であるご家庭は除きます。

3. 設置機種及び費用

- (1) エアコンの設置機種は当会提供品の範囲内に限ります(6畳用×80台、10畳用×20台)
- (2) エアコン本体及び標準取り付け工事費は無償
- (3) エアコン入れ替え工事に係わる旧機廃棄は無償

※エアコン標準取り付け工事以外の電気工事や架台費用等の負担は別途ご相談

※エアコン設置に係わる工事業者手配は別途ご相談

※エアコン電気代等のランニングコストや設置後の移転費用は自己負担

4. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 申請者は本人とする(本人の合意がない申請は無効)
- ② 所定の「エアコン支援事業 設置申請書」に必要事項を記入し提出
- ③ 「エアコン支援事業 設置申請書」は当会ホームページからダウンロード可
子どもの未来応援プロジェクト <https://niigata-fblc.org/>

(2) 提出方法

- ① 郵送又はFAX、持参、メール添付等の方法により当会事務局に直接・間接的に提出してください。なお、郵送の場合は書留など配達記録が残る方法で送付してください。7月31日(金)正午までに事務局必着。
- ② 当会ホームページの「エアコン支援事業 設置申請専用フォーム」からの申し込みの場合は、郵送又はFAX、持参、メール添付等は不要です。

(3) 応募・問い合わせ

〒955-0861 新潟県三条市北新保 1-20-18 新潟県フードバンク連絡協議会

TEL&FAX : 0256-34-8960 (月~金/9:00~18:00)

E-mail : info@niigata-fblc.org

※ 件名は「エアコン支援事業 設置申請書」とご記入ください。

(4) 留意事項

- ① 応募期間を過ぎての提出は無効です。
- ② 応募期間内であっても採択決定数が予定台数に達した時点で事業を終了します。
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合は採択決定後であっても無効となります。
- ④ 採択決定後、エアコン設置場所の確認訪問をさせていただきます。
- ⑤ 採択決定後であっても、取り付け前の譲渡や転売はできません。
- ⑥ 応募書類は原則返却しません。
- ⑦ 応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。

5. 審査基準及び決定通知等

応募書類の審査は、生活困窮者支援専門機関において、主に次に掲げる審査基準に基づき行います。審査及び採択は7月10日（金）より、1週間毎に随時決定します。

審査に当たっては、応募者に対して記載内容や設置場所に係わる問い合わせやヒアリングを実施する場合があります。

提出された応募書類は、当該事業の審査及びフードバンク利用希望伺いにのみ使用します。

(1) 審査基準

- ① エアコンが1台もない世帯を最優先する。
- ② 乳幼児がいる、受験生がいる、熱中症の既往がある、持病がある等の世帯を優先する。
- ③ 世帯人数から現有エアコン台数を控除した数値が大きな世帯を優先する。（例：3人世帯でエアコン1台あり。3-1=2）故障機はカウントしない。（作動しないエアコンは無いものと考え、記入台数には加えないでください。）
- ④ その他、緊急性や合理的配慮による事案を考慮する。

(2) 決定通知等

- ① 採択決定通知は、都度申請者本人または提出元の支援機関を通じて連絡します。
- ② 採択・不採択に係わらず、応募者には8月7日（金）までに可否を通知します。8/7を過ぎても通知がない場合は、お手数ですが事務局までお問い合わせください。
- ③ 申請者名及び採択・不採択者名は非公開とします。
- ④ 採択・不採択の結果についてのお問い合わせ、不服申し立てには対応しません。